

# 学校いじめ防止基本方針

宮崎県立日南くろしお支援学校

## はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

このような中で、いじめ防止対策推進法（平成25年）、宮崎県いじめ防止基本方針（平成26年）の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、本校における基本的な方針「宮崎県立日南くろしお支援学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

## もくじ

### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義	1
2 いじめの防止等に関する基本的考え方	1
(1) いじめの防止	1
(2) いじめの早期発見	1
(3) いじめに対する措置	1

### 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織	1
2 いじめの防止等に関する措置	2
(1) いじめの防止	2
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめに対する措置	3
(4) ネット上のいじめへの対応	5
3 その他の留意事項	5
(1) 組織的な指導体制	5
(2) 校内研修の充実	5
(3) 校務の効率化	5
(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	6
(5) 児童生徒会活動の活性化	6
(6) 地域や家庭との連携について	6
(7) 関係機関との連携について	6
4 重大事態への対処	6

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し	7
---------------------	---

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることの理解を図る。
- いじめを受けている児童生徒等（以下、「児童等」）をしっかりと守る。
- いじめはどの児童等でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

#### （1） いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考える。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

#### （2） いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から児童等の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し早期の対応に努める。

#### （3） いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童等の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みず、学年・学部及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

学校は、いじめ防止等を実効的、組織的に行うため「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。事案発生時には、緊急に開催し、事案への対策を検討する。

## 【構成メンバー】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学部主事、こども支援部長

## 【活動】

- ・ 校内研修等の企画・立案
- ・ いじめに関する校内アンケートの作成、実施、結果集計
- ・ 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・ 学校いじめ防止プログラム・早期発見・事案対応マニュアルの作成と実施状況の確認
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- ・ 要配慮児童等への支援方針決定

## 2 いじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

#### ア 児童等が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童等が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設ける。
- a 異学年交流会の実施
  - b 学級での話合い活動の実施
  - c 全校集会、学部集会での仲間づくり、歓迎行事
  - d 自立活動での人間関係の形成やコミュニケーションの指導
  - e 地域の小学校、中学校、高等学校との交流
- (イ) 児童等同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進する。
- a 児童生徒会による話合い活動
  - b 特別活動等における児童等同士の相談活動
- (ウ) いじめへの理解や過去の事例について、児童等が学ぶ機会を、児童等自身の手で企画実施する。
- a 全校集会、学部集会等の実施
  - b 児童生徒会による活動

#### イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 児童等の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
- a 職員相互の授業研究会
- (イ) 定期的に教育相談や個別面談週間を設け、児童等や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。
- a 教育相談や個別面談期間の設定
- (ウ) 学級活動、ホームルームや性教育等の時間を活用して、道徳教育、情報モラル教育を実施し、多様性を認め、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことをを目指す。
- a 学級活動、ホームルームを活用した道徳教育や情報モラル教育の時間設定
  - b 外部講師を招聘した研修会の実施
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。
- a P T A 総会での学校の方針説明
  - b 学校、学年、学級通信等を活用したいじめの防止活動の報告

c 学校見学会の実施

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童等、いじめた児童等が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

(ア) 児童等の発する具体的なサインの作成と共有

イ 定期的に教育相談（随時）や家庭訪問（4月）、個別面談期間（年2回）を設け、児童等や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

(ア) いじめ相談窓口（生徒指導主事）を設置しPTA総会にて周知。

(イ) 保護者からの相談については、学級担任等から生徒指導主事に連絡

(ウ) 教育相談や個別面談期間の設定

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童等を対象に無記名式での定期的なアンケート調査を実施する。

(ア) 文部科学省のアンケート実施

(イ) 校内アンケートの実施（年2回）

(ウ) いじめが疑われる場合は、学級担任が児童等を抽出しての聞き取り等

エ いじめ・不登校対策委員会において、上記の相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつているいじめにつながる情報、配慮を要する児童等に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

(ア) 職員会議、学部会等での情報の共有

(イ) 進級判定時の情報の確実な引継ぎ

(ウ) 過去のいじめ事例の検証報告確認

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

(ア) 教職員は、発見したら、その場でいじめの行為をすぐに止めるようとする。

(イ) いじめられている児童等や通報した児童等の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。

(ウ) 発見又は通報を受けた職員は、いじめの事実について学級担任や生徒指導主事いずれかの職員（以下、「生徒指導主事等」）に速やかに報告する。

イ 情報の共有

(ア) アの通報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ・不登校対策委員会及び校長その他の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

(ア) 速やかにいじめ・不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。

(イ) 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告する。

(ウ) 児童等の聴取は、児童等が話をしやすいように配慮する。

(エ) 必要な場合には、児童等へのアンケート調査を実施する。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童等またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

(ア) 事実関係が把握された時点でいじめ・不登校対策委員会において、指導及び支

援の方針を決定する。

- (イ) 障がいの程度や特性に対応した指導及び支援方針を設定する。
- (ウ) 学年及び学部職員と連携して組織的な対応に努める。
- (エ) 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時適切な情報の共有を図る。
- (オ) 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察、児童相談所等の関係機関へ相談する。
- (カ) 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時、いじめ・不登校対策委員会等で決定する。

#### 才 いじめ解消の判断

- (ア) いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が少なくとも3か月ない状態であることを確認する。
- (イ) 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと。  
被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### 【いじめられた児童等、保護者への支援】

いじめられた児童等、保護者の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという姿勢で、継続的に支援していく。

- ・ 秘密を守ることを伝え、安全、安心を確保する。
- ・ 心のケアを図り、二次障がいの発生を防止する。
- ・ じっくりと話を聞き、今後の対応について共通理解を図る。
- ・ 活動の場等を設定して認め、励まし、温かい人間関係をつくる。

#### 【いじめた児童等への対応】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童等、保護者の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導、支援を行う。

- ・ いじめの事実を確認し、いじめの背景や要因を探る。
- ・ いじめられた児童等、保護者の苦痛に気付かせる。
- ・ 謝罪も含め、今後の生き方を考えさせる。
- ・ いじめた児童等の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう等、保護者との連携を継続する。

#### 【いじめが起きた集団への働きかけ】

被害・加害児童等だけでなく、気付いていても見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決しようとする力を育成していく。

- ・ いじめに気付き、勇気をもって周囲に知らせることのできる児童等の育成に努める。
- ・ いじめに同調しない、正義感のある児童等の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

## カ 関係機関への報告

- (ア) 校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。
- (イ) 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

## キ 繼続指導・経過観察

- (ア) 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

## (4) ネット上のいじめへの対応

### ア ネットいじめとは

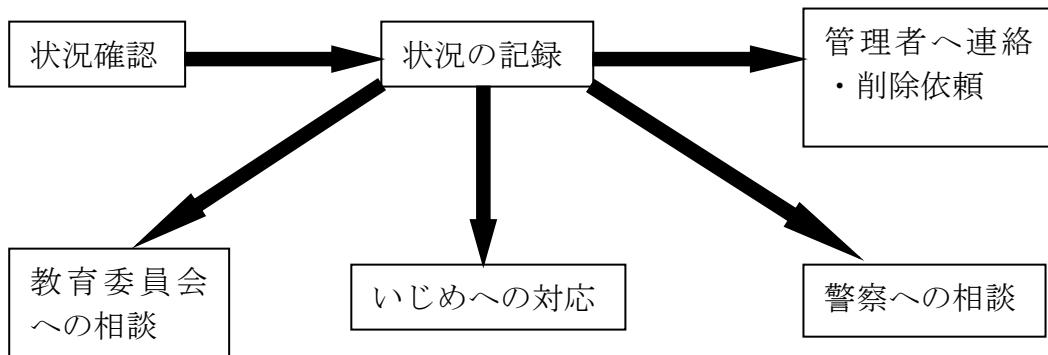
文字や画像を使い、特定の児童等の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童等になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童等の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

### イ ネットいじめの予防

- (ア) フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
- (イ) 特別活動、ホームルーム、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- (ウ) 児童等を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- (エ) ネットトラブル等に関する職員研修を実施する。

### ウ ネットいじめへの対処

- (ア) 被害者からの訴えや閲覧者からの情報等により、ネットいじめの把握に努める。
- (イ) 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



## 3 その他の留意事項

### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、組織的に対応するため、いじめ・不登校対策委員会を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

### (2) 校内研修の充実

この基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

### (3) 校務の効率化

児童等が教職員に相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようするため、体制を整えるなど校務組織の充実を図る。

### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童等にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

### (5) 児童生徒会活動の活性化

児童生徒会役員会が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動などいじめ防止に関する取組を充実させる。

### (6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようするため、学校と地域及び家庭が組織的に連携、協働する体制を構築していく。

### (7) 関係機関との連携について

学校だけでの解決が困難な場合、関係機関と連携して対応していく。

#### ア 教育委員会との連携

(ア) 関係児童等への支援、指導方法

(イ) 保護者への対応方法

(ウ) 関係機関との調整

#### イ 警察との連携

(ア) 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

(イ) 犯罪等の違法行為がある場合

#### ウ 福祉機関との連携

(ア) スクールソーシャルワーカーの活用

(イ) 家庭の養育に関する指導・助言

(ウ) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

#### エ 医療機関との連携

(ア) 精神保健に関する相談

(イ) 精神症状についての治療、指導・助言

## 4 重大事態への対処

### (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力する。

#### ア 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(ア) 児童等が自殺を企図した場合

(イ) 精神性の疾患を発症した場合

(ウ) 身体に重大な傷害を負った場合

(エ) 高額の金品を奪い取られた場合 等

#### イ 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合

(イ) 状況により判断するが、連續した欠席がある場合

### (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏

まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適切な方法で説明する。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認める時は、その結果に基づいて必要な措置を講じることにする。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに留意する。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

平成26年	作成
平成28年	改定
平成29年	改定
令和2年	改定
令和5年	改定